

発行

(公財) 暴力団壊滅秋田県民会議

(秋田県暴力追放運動推進センター)

〒 010-0951 秋田市山王四丁目1-5

☎ 018-824-8989 FAX 018-824-8990

7月号では、個人事業主や企業・行政機関が暴力団、反社会勢力からどのように対応するか(身を守るか)ということを中心に掲げ、暴力団排除条項をいかに理解し、また同条項をいかに活用できるかを主眼にシリーズで解説します。

初回は、「暴力団排除条項の定義」について解説しました。また、先月に引き続き暴対法第9条の「27の行為」からシリーズで禁止行為の紹介します。最後には、他県の事例紹介に対する対応要領について紹介していますので是非参考にしてください。

タイトル・主な内容

タイトル:暴力団排除条項の定義

○ 暴力団排除条項とは……

- ア 個人事業者や企業・行政機関等と取引相手との法律関係を規定する契約書、規約、取引約款等のなかに設けられる条項です。
- イ 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、及び過去に民事・行政問題等に関して違法な行為、不当な要求行為を行った履歴のある者など「以下(暴力団等反社会的勢力)」という。)が、当該取引の相手方となることを拒絶する旨を規定する。
- ウ 企業等が当該取引が開始された後に相手方が暴力団等反社会的勢力であることを知った場合は、契約解除(解約)して、その相手方を当該取引より排除できる旨規定する。
- エ また、同条項に基づいて契約解除しても、相手に損害賠償義務を負わないことを規定した条項を言います。したがって、取引の相手方が「暴力団」に限る場合の条項ではありません。

暴力団対策法第9条で禁止されている「27」の行為から、今回、7号から12号まで簡単に説明します。

- 7号 不当な方法で債権を取り立てる行為
- 8号 借金の免除や借金返済の猶予を要求する行為
- 9号 不当な貸付け及び手形の割引を要求する行為
- 10号 不当な金融商品取引を要求する行為
- 11号 不当な株式の買取り等を要求する行為
- 12号 不当に預金・貯金の受入を要求する行為

<暴追> 他県の相談事例 表題:元暴力団員からの銀行口座開設に関わる相談

元暴力団組員から「組員を18年前に離脱したが離脱後も口座契約の制限がかかるなど社会復帰の妨げに なっている」との支援を求める相談を受理した。

「対応結果」 民事介入暴力担当弁護士を紹介し、普通口座を開設する銀行との間で

- ・ 新たに口座開設を申し込む。
- ・ それが通らなければ、弁護士同伴して弁護士による口座モニタリング等を条件に新規契約を交渉する。
- ・ それもだめというのであれば、民事裁判所による調停を試みる。

以上の手順を踏んで実施することを弁護士側から助言・指導したところ解決した。

～社会復帰を目指している暴力団離脱者へ温かいご協力を～

